基幹放送設備等の状況報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 住 所 (ふ り が な)

氏 名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号 認 定 番 号

放送法施行規則第127条の規定により、 年4月1日から 年3月31日までの基幹放送設備等の状況を、次のとおり報告します。

Mer March of the or to						
発生年月日 (発生時刻)	復旧年月日 (復旧時刻)	発生区分	発生原因	故障設備	措置模様	備考
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □サイバー事案 □人為要因 □その他				
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □サイバー事案 □人為要因 □その他				
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □サイバー事案 □人為要因 □その他				
		□設備故障□自然災害□停電□サイバー事案□人為要因□その他				
		□設備故障 □回線障害 □自然災害 □停電 □サイバー事案 □人為要因 □その他				

- 注1 「発生区分」の欄は、発生の第1要因にチェックすること。
- 注2 「発生原因」の欄は、第1要因を起因として放送の中断に至つた要因を記載すること。
- 注3 「故障設備」の欄は、設備の区分(番組送出設備、中継回線設備又は地球局設備の別)とともに、 直接の原因となつた設備の名称を記載すること。
- 注4 「措置模様」の欄は、放送の中断から復旧に至るまでの措置の模様を記載すること。
- 注5 注記すべき事項がある場合には、「備考」の欄にその内容を記載すること。
- 注6 サイバー事案とは、望まない又は予期しない単独又は一連の事案であつて、放送の業務に著しい支障を及ぼすおそれのあるサイバーセキュリティに関する事案をいう。
- 注7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。